

| 第8回 | 第7回 | ○：委員意見等／→：事務局説明 |
|---|--|-----------------|
| <p style="text-align: center;">石綿飛散防止専門委員会</p> <p style="text-align: center;">＜中間報告（案）＞</p> <p style="text-align: center;">解体工事等における石綿の飛散防止対策の強化について</p> <p>I 検討の経緯</p> <p>II 総論</p> <p>1. 石綿のリスク等に関する普及啓発</p> <p>2. <u>発注者責任の明確化</u></p> <p>III 各論</p> <p>1. 事前調査の義務付け</p> <p>2. 特定粉じん排出等作業の実施の届出の主体の変更</p> <p>3. 立入権限の強化</p> <p>4. 大気濃度測定の義務付け</p> <p>5. 大気濃度測定に係る評価基準及び測定方法</p> <p>6. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するに当たっての石綿飛散防止対策</p> <p>7. その他</p> | <p style="text-align: center;">石綿飛散防止専門委員会</p> <p style="text-align: center;">＜中間報告（案）＞</p> <p style="text-align: center;">解体工事等における石綿の飛散防止対策の強化について</p> <p>I 検討の経緯</p> <p>II 総論</p> <p>1. 石綿のリスク等に関する普及啓発</p> <p>2. <u>注文者責任の明確化</u></p> <p>III 各論</p> <p>1. 事前調査の義務付け</p> <p>2. 特定粉じん排出等作業の実施の届出の主体の変更</p> <p>3. 立入り権限の強化</p> <p>4. 大気濃度測定の義務付け</p> <p>5. 大気濃度測定に係る評価基準及び測定方法</p> <p>6. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するに当たっての石綿飛散防止対策</p> <p>7. その他</p> | |

I 検討の経緯

(略)

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災による倒壊したビルの解体工事等に伴い、石綿が飛散する問題を受け、平成8年に大防法が改正され、石綿が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業等を特定粉じん排出等作業とし、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者に対し、都道府県等への特定粉じん排出等作業の実施の届出及び特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）の遵守（隔離、集じん・排気装置設置等の石綿の飛散防止の措置を含む）等の規定が定められた。

(略)

II 総論

1. 石綿のリスク等に関する普及啓発

石綿の飛散問題が発生する背景には、石綿を含む建材は、昭和30年頃から使用が一般化し、使用禁止となった平成18年9月までの間、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物に広く使用されてきた経緯がある。このため、石綿の除去等工事でも大規模な解体工事から小規模な改造、補修に及び、また施工業者の石綿のリスクについての知識・理解も様々なケースがあるため、知識不足による飛散事例もある。

(略)

とりわけ、建築物等の所有者や関係する事業者等に対して、建築物等の解体・改造・改修工事等における石綿の飛散防止対策に関する法制度や対策の重要性、工事の実施主体等として対策を講ずべき責任等について、一層の周知徹底を図るとともに関係する事業者の技能の向上を図っていく必要がある。

2. 発注者責任の明確化

発注者（建築物その他の工作物の解体・改造・補修工事を他の者から請け負わないで注文する者とする。以下同じ。）が石綿を使用した建築物等の解体工事等を施工業者に発注する際に、できる限り低額で短期間の工事を求めること、また施

I 検討の経緯

(略)

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災による倒壊したビルの解体工事等に伴い、石綿が飛散する問題を受け、平成8年に大防法が改正され、石綿が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業等を特定粉じん排出等作業とし、解体工事等を施工する者に対し、都道府県等に特定粉じん排出等作業の実施の届出及び特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）の遵守（隔離、集じん・排気装置設置等の石綿の飛散防止の措置を含む）等の規定が制定された。

(略)

II 総論

1. 石綿のリスク等に関する普及啓発

石綿の飛散問題が発生する背景には、石綿を含む建材は、昭和30年頃から使用が一般化し、使用禁止となった平成18年9月までの間、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物に広く使用されてきた経緯がある。このため、アスベストの除去工事でも大規模な解体工事から小規模な改造、補修に及び、また実施者の石綿のリスクについての知識・理解も様々なケースがあるため、知識不足による飛散事例もある。

(略)

とりわけ、建築物等の所有者や関係する事業者等に対して、石綿の飛散防止対策に関する法制度や対策の必要性について、一層の周知徹底を図っていく必要がある。

2. 注文者責任の明確化

注文者（建築物その他の工作物の解体・改造・補修工事を他の者から請け負わないで注文する者とする。以下同じ。）が石綿を使用した建築物等の解体工事等を施工業者に発注する際に、できる限り低額で短期間の工事を求めること、また施

○注文者の責任を担保するため、いかに責任を自覚させるかについて言及すべき。

○今回の検討に係る、解体・改造・補修における対策の重要性、工事実施主体としての責任の周知について追記すること。

→ご指摘を踏まえ修正。

○発注者（他法令）に統一すべき。

○大防法の注文者を取るか、他法令の発注者への統一を検討してほしい
→発注者に変更。（以下同じ。）

工業者も低額・短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、石綿の飛散防止対策が徹底されなくなる問題がある。

(1) 発注者の責務規定の強化

現行の大防法において、建築物等の解体工事等における石綿の飛散防止に係る義務を負う者は、当該解体工事等を受注した施工業者となっており、発注者（現行の大防法の配慮規定では「注文者」（注））は、施工業者に対して、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないとの規定にとどまっている。また、施工業者等が発注者に対して、当該建築物等の石綿の使用状況やその解体工事等における石綿の飛散防止対策等について事前に知らせる規定がないため、発注者が必ずしも当該解体工事等に必要費用、工期等を十分把握することとなっていない。

また、建築物等の解体工事等における石綿の飛散防止について、原因者負担の原則を踏まえ、石綿の飛散を伴う工事を注文する発注者が一定の責任を負うべきとの指摘がある。

（略）

（注）現行の大防法第 18 条の 19 の配慮規定に定める「注文者」は、特定工事を施工する者に対して注文する者をいい、上記の「発注者」と同じ者を指すが、本報告では「発注者」に用語を統一することに伴い、「発注者」と表記することとする。

(2) 発注者による適切な費用負担の重要性

（略）

Ⅲ 各論

1. 事前調査の義務付け

Ⅱの「2. 発注者責任の明確化」でも述べたように、発注者が主体的な認識をもって解体工事等に関与しないことが、特定建築材料の使用状況の確認が不十分という問題につながっているとの指摘がある。

現行の大防法では、特定工事の施工業者が、特定粉じん排出等作業実施届出を都道府県等に提出することになっている。特定粉じん排出等作業に該当するか否かを判断するには、事前に調査することが必要であるため、現行制度でも施工業

工業者も低額・短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、石綿の飛散防止対策が徹底されなくなる問題がある。

(1) 注文者の責務規定の強化

現行の大防法において、建築物等の解体工事等における石綿の飛散防止に係る義務を負う者は、当該解体工事等を受注した施工業者となっており、注文者は、施工業者に対して、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないとの規定にとどまっている。また、注文者に対して、当該建築物等の石綿の使用状況やその解体工事等における石綿の飛散防止対策等について事前に知らせる規定がないため、注文者が必ずしも当該解体工事等に必要費用、工期等を十分把握することとなっていない。

建築物等の解体における石綿の飛散防止について、原因者負担の原則に立ち返った場合、注文者が一定の責任を負うことが妥当と考えられる。

（略）

(2) 注文者による適切な費用負担の重要性

（略）

Ⅲ 各論

1. 事前調査の義務付け

Ⅱの「2. 注文者責任の明確化」でも述べたように、注文者が主体的な認識をもって解体工事等に関与しないことが、特定建築材料の使用状況の確認が不十分という問題につながっているとの指摘がある。

現行の大防法では、特定工事の施工業者が、特定粉じん排出等作業実施届出を都道府県等に提出することになっている。特定粉じん排出等作業に該当するか否かを判断するには、事前調査が必要であるため、現行制度でも施工業者が事前調

○事前調査は、石綿則には規定があるので、大防法に限った記述であることがわかるよう修正すべき。
→ご指摘を踏まえ修正。

者等が事前調査を行うことを前提としているが、事前調査の実施については、大防法上、明示的な義務としては規定されていない。

しかしながら、事前調査が適切に実施されていないため石綿が使用されているにもかかわらず、それに「気づかない」あるいは「ない」という認識のもとで届出がなされないという問題が指摘されている。こうした場合、当該届出が提出されていない建築物等の解体・補修現場等については、都道府県等は把握できず、特定建築材料の使用状況や飛散防止対策の状況を確認することが困難である。

(1) 大気汚染防止法における事前調査の義務付け ア 事前調査の実施主体

建築物の解体工事等（改造、補修を含む）に先立ち、適切な事前調査を行い特定建築材料の使用状況を把握することにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築するため、大防法において事前調査の実施を義務付ける必要がある。

事前調査の実施主体については、次の考え方がある。一つはⅡの2. で述べたように、原因者負担の原則を踏まえて、石綿の飛散を伴う可能性がある工事を注文しようとする発注者に対して事前調査の実施の義務を負わせることが考えられる。これによって、発注者が主体的な認識をもって解体工事等に関与することとなり、実務上は事前調査を、工事を請け負おうとする建設業者又は調査機関に委託して実施することによって、特定建築材料の使用状況の確認が適切に行われるようになるとの指摘がある。

一方、発注者は必ずしも建築物や石綿に関する専門的知識がない場合もあり、事前調査実施の義務を負わせることは困難であるとの指摘もあることから、専門的知識を有する建設業者に義務を課すべきとの考え方もある。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建リ法」という。）においても、このような考え方により、分別解体等の計画作成前の調査が工事を請け負おうとする建設業者に義務付けられている。また、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令

査を行うことを前提としているが、事前調査の実施については、法律上、明示的な義務としては規定されていない。

しかしながら、事前調査が適切に実施されていないため当該届出が提出されていない建築物等の解体・補修現場等については、都道府県等は把握できず、特定建築材料の使用状況や飛散防止対策の状況を確認することが困難である。特に、石綿が使用されているにもかかわらず、それに「気づかない」あるいは「ない」という認識のもとで届出がなされないことが問題である。

(1) 大気汚染防止法における事前調査の義務付け ア 事前調査の実施主体

建築物の解体工事等（改造、補修を含む）に先立ち、事前調査を行い特定建築材料の使用状況を把握することにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築するため、事前調査の実施を義務付ける必要がある。

事前調査の実施主体は次の考え方がある。一つはⅡの2. で述べたように、原因者負担の原則に立ち返れば、注文者に事前調査の実施の義務を負わせることが考えられる。これによって、石綿の排出原因者である注文者が主体的な認識をもって解体工事等に関与することが必要となり、実際には事前調査を施工業者に委託することによって、特定建築材料の使用状況の確認が適切に行われるようになるとの指摘がある。

一方で、注文者は必ずしも建築物や石綿に関する専門的知識がない場合もあり、事前調査実施の義務を負わせることは困難であるとの指摘もあることから、専門的知識を有する解体・改造・補修工事を請け負った施工業者に義務を課すべきとの考え方もあり、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建リ法」という。）においても、このような考え方により、分別解体等の計画作成前の調査が事業者に義務付けられている。また、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号。

○石綿則3条に基づいて施工業者自らが調査する義務があり、大防法とのすりあわせを検討願いたい。
→ご指摘を踏まえ、実施主体を建設業者とすれば重複調査を回避する記述に修正。

第 21 号。以下「石綿則」という。) においては、解体、改修等での事前調査が事業者に義務付けられている。大防法での実施主体を工事を請け負おうとする建設業者とすれば、他の関連法に基づく事前調査の実施主体と齟齬がない。

これらの指摘を踏まえると、例えば、実施主体を発注者とする上記の1つ目の考え方によるものとして、①発注者に対し建設業者又は調査機関に事前調査を実施させることを義務付けること、あるいは、実施主体を建設業者とする上記の2つ目の考え方によるものとして、②事前調査の義務者は工事を請け負おうとする建設業者とした上で、必要に応じ調査機関に事前調査を委託できるようにすること等が考えられる。

いずれにしても、発注者が届出等の義務を確実に果たせるよう、建設業者に発注者への調査結果の説明を義務付けるなど、専門的知識を有する建設業者から発注者への支援が必要である。

なお、事前調査を解体工事等の請負契約締結前に行い、調査結果が契約に円滑に反映するようにすることが適当と考えられる。

以下「石綿則」という。) においては、解体、改修等での事前調査が事業者に義務付けられており、負担軽減の観点からは、実際に事前調査が事業者により行われていることとの整合性も考慮する必要があると考えられる。

これらの指摘を踏まえると、事前調査が必ず行われる仕組みを構築するためには、例えば、①注文者に対し施工業者に事前調査を実施させるよう指示を出すことを義務付けること、あるいは②事前調査の義務者は施工業者とした上で、調査結果を注文者へ説明することを義務付け、それを受けて注文者が特定粉じん排出等作業の実施の届出を行うことを義務付けること等が考えられるのではないかと。

いずれにしても、注文者への義務付けを行う場合には、専門的知識を有する施工業者から注文者への支援が必要と考えられる。

なお、事前調査は請負契約締結前に行い、調査結果が契約に円滑に反映するようにすることが適当と考えられる。

○事前調査の段階で施工業者の名前が何度か出てくるが、事前調査の結果を踏まえて工事発注となるため、事前調査の段階で施工業者は実際には存在しないと考えるべきではないか。

○事前調査ができる施工業者もいるが、事前調査は専門業者に発注し、その結果を踏まえて施工業者に発注する仕組みにすべきではないか。

○①の例示では、事前調査を施工業者に限定することになる。事前調査の時点では、施工業者が未決定であり、事前調査と施工業者を結びつけるのはおかしい。しかし、建設業者が施工を前提に事前調査することもあるので、例示が不適切と思われる。

○原因者負担の原則を表に出すのであれば、事前調査と届出は同一の者(注文者)と思われるのだが、①と②の考え方が急に出てくると理解しにくいので整理していただきたい。

○注文者は素人同然で誰に事前調査を依頼していいのかわからない。しかし、施工業者が経験から調査機関が分かる場合は、施工業者から直接依頼するような方法もあるのでは。

○現場は解体現場と改修現場と分けて考える必要がある。改修は調査までを含めた提案、解体では怪しいと

イ 事前調査を義務づける対象建築物の範囲

大防法上の義務として事前調査を位置づける場合、特定粉じん排出等作業に明らかに該当しない解体・改造・補修工事の場合も一律に事前調査義務を課すのは、適切ではない。合理的な範囲で事前調査実施主体の負担を軽減する観点から、特定建築材料使用の可能性がある建築物を建築年代・構造等により、義務付けの対象か否かを判断することについて、今後具体的に検討する必要がある。

例えば、安衛法により石綿等の使用が禁止された平成18年9月以後に着工された建築物等については、建築時期をあらかじめ確認すれば、特定建築材料の使用状況調査はしなくともよいこととすることが考えられる。

(2) 事前調査の信頼性の確保

(略)

ただし、現在の我が国において、適正な調査を行うに十分な知識・技能を有する者がどの程度の存在するのか、またそれらの者が所属する機関がどの程度存在するのかを勘案して、全国一律にこうした登録機関を活用して事前調査が行える体制が整うまで一定期間が必要と考えられる。また、建築材料の分析方法も課題と考えられ、改正後の制度の運用状況も踏まえて、登録制度の具体化について検討することが必要である。

イ 事前調査を義務づける対象建築物の範囲

特定粉じん排出等作業に明らかに該当しない解体・改造・補修工事の場合も一律に事前調査義務を課すのは、適切ではない。合理的な範囲で事前調査実施主体の負担を軽減する観点から、特定建築材料使用の可能性がある建築物を建築年代・構造等により、義務付けの対象か否かを判断することについて、今後具体的に検討する必要がある。

例えば、安衛法により石綿等の使用が禁止された平成18年9月以後に新築された建築物等やそれ以前に新築された木造住宅（特定建築材料（レベル1、レベル2）に該当する建築材料を使用していないため。）は、事前調査対象範囲から除外しても差し支えないのではないかと考えられる。

(2) 事前調査の信頼性の確保

(略)

ただし、現在の我が国において、適正な調査を行うに十分な技能を有する者がどの程度の人数存在するのか、またそれらの者が所属する機関がどの程度存在するのかを勘案すると、全国一律にこうした登録機関を活用して事前調査が行える体制が整うまでには、然るべき年数が必要と考えられる。

ころは調査する、といった違いがある。

→ご指摘を踏まえ「施工業者」を「建設業者又は調査機関」や「建設業者」に修正。

○事前調査を全てに義務付けた上で、18年9月以降の建築物等を石綿不使用と判断することが事前調査と考える。

→法定の義務としての「事前調査」と、対象建築物かどうかの「あらかじめの確認」は書き分ける。

法律上義務付けられる事前調査とは、届出義務の有無の判断に必要なものとして、特定工事に該当するかどうかについて行うものとしている。その前提となる行為（建築時期の調査等）のすべてを法定義務とする必要はないと考えられる。

○他法令で既に何年も事前調査が行われており、現状で統一した技術力が保たれていないとしても、一定期間を設けて実施すると言えないか。

→ご指摘を踏まえ修正。

○登録機関ができればいいという問題より前に、まずは事前調査の判断基準の明確化が重要であり、また、技術を統一しないと混乱する。

→指摘を踏まえ、第2段落「人数」を削除、第4（→3）段落「人材育成」

また、建設業者自らが調査を行うような場合には、解体工事のコスト削減を図ろうとして適正な事前調査を実施しないといった利益相反行為が生ずるため別の登録機関に分離発注する必要があるとの指摘がある一方で、登録機関であれば利益相反をすると登録を取り消しされてしまうという抑止力が働くため、自らが調査を行うことを認めてもよいとの指摘もある。これらを踏まえ、適正な事前調査を行う知識・技能を有する人材等の育成等に加え、適正な調査の実施を確保する方法の必要性を検討することが考えられる。

さらに、解体工事等において契約上優位な立場にある注文者に事前調査又は届出が義務付けられれば、顧客である注文者が義務違反を問われることがないよう、施工業者による適正な事前調査が進むと期待されるため、改正後の制度の運用状況を踏まえて、登録制度の必要性について検討することが適当である。

一方、登録制度を考える場合に、施工業者自らが登録調査機関である場合には、解体工事のコスト削減を図ろうとして適正な事前調査を実施しないといった利益相反行為が生ずることのないよう、調査の公正性確保の必要性を検討することも考えられる。

に言及。

○登録制度は専門的な知識を持つ者を社会に示すことであって、登録制度の必要性は多分減らないはずと思われる。

○事前調査者は、登録を受けている者であれば、誰でも良いのであって、施工業者でも良いのではないかと。

○発注者もできるだけ安くしたいという利益相反はあり、発注者が施工者に石綿がないと伝えた場合でも、施工業者は無駄を覚悟で二重に事前調査をするケースもあるため、この項を削除したほうが適切ではないか。

○発注者も利益相反もありえるが、施工業者と違うのは発注者が最初にお金を払う立場であり、自分の責任で行うため、うまく行く可能性が高いと思う。施工者は安く施工するために調整することが問題で、利益相反が特に大きいので残すべき。

○登録制度をすぐに創設することができないとしても、どういう人が事前調査を実施するか、何らかの形で示すべき。

→ご指摘を踏まえ修正。

○全体的・統括的な責任はどこまでの範囲なのか不明確。

→ご指摘を踏まえ修正。

2. 特定粉じん排出等作業の実施の届出の主体の変更

(略)

原因者負担の原則を考慮すれば、発注者と施工業者の関係については、費用負担者である発注者が、石綿の飛散を伴う工事についてはその工事を注文する者として適切に役割を担い、施工業者は請け負った工事を専門的知識に基づき適正に実施する責任を担うことが適当と考えられる。

すなわち、解体工事等が特定粉じん排出等作業を伴うものである場合については、その届出の義務者を施工業者から変更し、工事を請け負おうとする建設業者から届出事項に関する説明を受けた発注者に、特定粉じん排出等作業の実施の

2. 特定粉じん排出等作業の実施の届出の主体の変更

(略)

このため、注文者と施工業者の責任関係については、原因者負担の原則に立ち返り、注文者が解体・改造・補修工事における特定粉じん排出等作業実施の全体的・統括的な責任を負い、施工業者は請け負った工事を専門的知識に基づき実施する責任を負うことが適当と考えられる。

すなわち、届出の義務者を施工業者から変更し、施工業者から届出事項に関する説明を受けた注文者に、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務を課すこととすることが適当と考えられる（この場合、現行の建り法の対象建設工事の届出

届出義務を課すこととすることが適当と考えられる（この場合、現行の建り法の対象建設工事の届出とも、届出の主体が整合することとなる。なお、建り法の届出では建築士等が代行することが認められており、特定粉じん排出等作業の実施の届出も代行を認めて差し支えない。）。このように、解体工事等において契約上優位な立場にある発注者に届出が義務付けられることにより、事前調査や届出が円滑に進むと考えられる。

また、発注者が個人や小規模事業者であっても届出義務を適切に履行できるようにするためには、**工事を請け負おうとする建設業者**から発注者への事前調査の結果や届出事項に関しての説明を、法令上の義務として規定することが必要である。

なお、届出は、作業基準の遵守を担保するために課しているものであり、特定建築材料が使用されていないことが明らかになった場合は、特定工事に該当せず作業基準遵守の必要がないので、届出義務を課すことは困難と考えられる。

3. 立入権限の強化

(1) 立入検査の対象

現行の大防法では、都道府県等は特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物等その他物件を検査することができると規定されており、実態として、都道府県等が立入検査を実施しているのは、特定粉じん排出等作業実施届出が提出されている等により特定工事に該当することが判明している建築物の解体・補修現場等となっている。

当該届出が提出されていない建築物の解体・補修現場等に対しては、都道府県等が石綿飛散のおそれがあると判断した場合や、近隣住民の通報等があった場合においても、特定工事に該当することが判明していない限り、大防法による立入検査の実施が困難であり、作業基準の遵守を求めることが難

とも、届出の主体が整合することとなる。なお、建り法の届出では建築士等が代行することが認められており、特定粉じん排出等作業の実施の届出も代行を一切禁止するものではない。）。このように、解体工事等において契約上優位な立場にある注文者に届出が義務付けられることにより、事前調査や届出が円滑に進むと考えられる。

また、注文者が個人や小規模事業者であっても届出義務を適切に履行できるようにするためには、施工業者から注文者への事前調査の結果や届出事項に関しての説明を、法令上の義務として規定することが必要である。

3. 立入権限の強化

(1) 立入検査の対象

現行の大防法では、都道府県等は特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物等その他物件を検査することができると規定されており、実態として、都道府県等が立入検査を実施できるのは、特定粉じん排出等作業実施届出が提出された建築物の解体・補修現場等に対してのみとなっている。

当該届出が提出されていない建築物の解体・補修現場等に対しては、都道府県等が石綿飛散のおそれがあると判断した場合や、近隣住民の通報等があった場合においても、立入検査の実施が困難であり、都道府県等が特定工事に該当することを確認し、作業基準の遵守を求めることが難しいという問

○7～14 日前の届出では粉じん等の対策ができないため、早期（1～2 カ月）の解体に関する届出が必要。

○事前調査の結果、石綿がない場合でも届出させることが重要。

→7.（4）情報開示の項で、事前調査結果の掲示等の検討について記載。特定工事に該当せず、作業基準遵守の必要がない場合にまで届出義務を課すことは困難である旨記載。

○特定建築材料が確認できた場合は、届出がなくても立入検査ができるという解釈ではないのか。

→ご指摘を踏まえ修正。

しいという問題がある。

(略)

(2) 立入検査の実施方法等に関する技術的検討事項

(略)

(3) 特定粉じん排出等作業の一時停止

現在、特定工事の現場に立入検査を実施した場合に、石綿の飛散の有無を確認するため、都道府県等において大気濃度の測定を行っている場合があるが、結果が判明する前に特定工事が終了している場合もある。また、後の「4. 大気濃度測定義務付け」で述べるように施工業者が大気濃度を測定する場合において、その過程で一定以上の総繊維数濃度を確認した場合には、石綿の正確な分析結果が判明するまでは特定粉じん排出等作業を一時停止する必要性も考えられる。

このため、測定・分析の過程において総繊維数で一定以上の濃度が確認されるなど、高度の蓋然性をもって石綿が基準を超過して飛散しているおそれがあると判断される場合で、測定に時間を要する場合については、最終的な結果が判明するまでの間、特定粉じん排出等作業の一時停止の措置を検討することも考えられる。

4. 大気濃度測定義務付け

(略)

特定粉じん排出等作業における周辺環境への石綿飛散については、引き続き作業基準の遵守を義務付けることにより石綿飛散防止を図ることが必要と考えられる。また、集じん・排気装置等の性能を確保することについて、作業基準での規定や技術指針の作成を検討する必要がある。

外見上は作業基準を遵守しているように見えても、予期せぬ箇所から石綿の飛散が確認された事例もある。このため、作業基準の一環として、意図しない石綿飛散が発生していないことを施工業者が確認するため、作業期間中に敷地境界等における大気濃度の測定を行わせる必要がある。

なお、平成17年の大防法施行令の改正により、規制の対象となる建築物の規模要件が撤廃され、小規模な建築物の解体現場等（改造、補修を含む）における特定工事も大防法の対

題がある。

(略)

(2) 立入検査の実施方法等に関する技術的検討事項

(略)

(3) 特定粉じん排出等作業の一時停止

現在、特定工事の現場に立入検査を実施した場合に、石綿の飛散の有無を確認するため、都道府県等において大気濃度の測定を行っている場合があるが、結果が判明する前に特定工事が終了している場合もある。また、後の「4. 大気濃度測定義務付け」で述べるように施工業者が大気濃度を測定する場合において、その過程で一定以上の総繊維本数を確認した場合には、結果が判明するまでは特定粉じん排出等作業を一時停止する必要性も考えられる。

このため、測定・分析の過程において総繊維数で一定以上の本数が確認される等、石綿が著しく飛散しているおそれがあると判断される場合で、測定に時間を要する場合については、最終的な結果が判明するまでの間、特定粉じん排出等作業の一時停止の措置を検討することも考えられる。

4. 大気濃度測定義務付け

(略)

特定粉じん排出等作業における周辺環境への石綿飛散については、引き続き作業基準の遵守を義務付けることにより石綿飛散防止を図ることが必要と考えられるが、外見上は作業基準を遵守しているように見えても、予期せぬ箇所から石綿の飛散が確認された事例もある。このため、作業基準の一環として、意図しない石綿飛散が発生していないことを施工業者が確認するため、作業期間中に敷地境界等における大気濃度の測定を行わせる必要がある。

なお、平成17年の大防法施行令の改正により、規制の対象となる建築物の規模要件が撤廃され、小規模な建築物の解体現場等（改造、補修を含む）における特定工事も大防法の対

○総繊維本数と健康リスクの相関が明確でないこともあり、総繊維本数だけで作業の一時停止を措置することは厳しい問題がある。

→ご指摘を踏まえ修正。

○負圧・除じん装置、集じん・排気装置の機能・性能確認を使用前点検を義務付ける方向に、何か文言が必要ではないか。

→集じん・排気装置等機器の性能確保について、作業基準での規定や技術指針の作成を検討することを追記。

象となっているが、現在、大気濃度測定に要する期間は一般的に数日程度と考えられることから、規模の小さいあるいは工期の短い解体現場等についても、一律に大気濃度測定を義務付けるか否かについては、慎重に検討すべきである。

さらに、都道府県等が施工業者による大気濃度測定の履行状況を確認するとともに、必要に応じて監督を行うため、大気濃度測定結果の記録を行わせることが必要である。また、その保存や報告を求めることについても引き続き検討する必要がある。

5. 大気濃度測定に係る評価基準及び測定方法

(1) 大気濃度測定結果の評価方法

一般に有害大気汚染物質の大気濃度の評価基準については、健康リスクの観点から設定することが基本的な考え方になっており、長期的な健康リスクの観点からの基準が設定されている。

海外でのリスク評価の例も参考に、健康リスクの観点から基準を決定すべきとの意見もあるが、特定粉じん発生施設と異なり、解体現場等における石綿の排出は、石綿の除去等作業を行う一定期間に限られるものが大部分であり、解体工事等毎に作業期間が異なること及び建築物等に使用される石綿の種類毎に毒性が異なること等から、有害大気汚染物質と同様に、大気中における石綿濃度の基準を設定するには、さらに検討が必要と考えられる。

象となっているが、現在、大気濃度測定に要する期間は一般的に数日程度と考えられることから、規模の小さいあるいは工期の短い解体現場等についても、一律に大気濃度測定を義務付けるか否かについては、慎重に検討すべきである。

また、特定工事施工の間、集じん・排気装置の排気口やセキュリティルールの出入口等で総繊維数濃度等を迅速に数値化できる機器を用いて、石綿の飛散の状況を定期又は連続で測定・記録することにより、作業基準に定められた措置が確実に実施されていることを確認する方法も有効と考えられるので、普及に向けて取り組むべきである。

さらに、都道府県等が施工業者による大気濃度測定の履行状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行うため、大気濃度測定結果の記録を行わせることが必要である。

5. 大気濃度測定に係る評価基準及び測定方法

(1) 大気濃度測定結果の評価方法

大気濃度の評価基準については、健康リスクの観点から設定する考え方と、除去作業における飛散防止の管理の観点から設定する考え方がある。

健康リスクの観点からの基準設定の考え方については、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(中間答申)」(平成8年1月30日付け中環審第59号。以下「平成8年中間答申」という。)に示された有害大気汚染物質に係る健康リスクについての基準設定の考え方が参考になるが、この平成8年中間答申では、有害大気汚染物質について「長期曝露による国民の健康への影響が懸念される物質」と記載しているように、長期的な健康リスクの観点からの基準設定の考え方を提示したものである。

一方で、解体現場等における石綿の排出は、石綿の除去等作業を行う一定期間に限られるものが大部分であり、この場

○測定結果の記録は重要であり、保存の義務も記載すべき。また、周辺住民との関係で、測定結果の閲覧ができることも重要である。

○測定結果の記録や、保存だけでなく、自治体への報告義務のようなものが必要ではないか。

→保存することを義務付けることについて、引き続き検討する必要があるとする。

○大防法の基準は全て健康リスクをベースにしている。根本的には健康リスクをベースにして基準を決めるという大前提で整理した方がよい。

○毒性の種類と、ばく露期間によって変わるため、引き続き検討が必要というような記載がよい。

○リスクの観点も含めて整理した上で管理方法を検討していくとの趣旨が記載されていた方がよい。

○評価基準が健康リスク、管理基準の何れなのかわかりにくい。評価を健康リスクまで考えるのか。解体工事の管理を押さえれば健康影響もな

このため、敷地境界等の基準は、健康リスクの観点からの評価を考慮しつつ、解体作業等に伴う周辺環境への石綿の飛散を防止するための管理基準として設定することが適当である。敷地境界等において、石綿の飛散の有無を確認することにより、周辺環境への影響について確認することができる。

(略)

(2) 大気濃度の測定方法、測定対象物質

特定工事の現場における大気環境中における石綿濃度の測定結果から石綿の飛散が確認された場合は、速やかに当該解体現場に情報を伝え、適切な対応を講ずる必要がある。また、敷地境界等における大気濃度基準の超過の有無について、的確に判断・指導するためには、石綿繊維数の正確な分析が必要である。

(略)

なお、測定場所は、周辺環境への影響の確認の必要性を踏まえ、敷地境界とすることを基本とするが、敷地内であっても当該工事関係者や建築物等を使用する者以外の者が通行する場所の有無や、高層部で作業を実施する場合等を考慮して設定する必要があり、また近隣で同様な解体工事が行われて

合は、長期的な健康リスクの観点からの評価には必ずしも馴染まないと考えられる。また、解体工事等毎に作業期間が異なること及び建築物等に使用される石綿の種類毎に毒性が異なることから、解体等の作業基準として上記のような健康リスクの観点からの大気中における石綿濃度の基準を設けることは難しいと考えられる。

このため、敷地境界等の基準は、解体作業等に伴う周辺環境への石綿の飛散を防止するための管理の基準として設定することが適当である。

(略)

(2) 大気濃度の測定方法、測定対象物質

特定工事の現場における大気環境中における石綿濃度の測定結果から石綿の飛散が確認された場合は、速やかに当該解体現場に情報を伝え、適切な対応を講ずる必要がある。また、敷地境界等における大気濃度基準を超過したかについて、的確に判断・指導するためには、石綿繊維数の正確な分析が必要である。

(略)

なお、測定場所は、敷地境界を基本とするが、敷地内であっても当該工事関係者や建築物等を使用する者以外の者が通行する場所の有無や、高層部で作業を実施する場合等を考慮して設定する必要がある場合もあると考えられ、さらに具体的に検討する必要がある。

いので管理基準でいくというのか。
→「健康リスクの観点も考慮し」、基準設定する旨を記載。

○有害大気汚染物質の5年～10年のリスクと石綿のリスクは同一視できない。目的は周辺住民へのばく防止。ばく露・飛散のチェックで十分ではないか。

→答申の引用を削除。また、有害と特定粉じんの違いがあることを記載。

○石綿の排出・飛散は、一定期間に限られるものではなく、反復する現場もあるため、断定しないほうがよい。長期的なリスクの観点からの評価も必要。

→長期リスク評価になじまない箇所は削除。

→石綿の種類、作業時間の長短もあり、更に検討が必要であるため、「健康リスクの観点も考慮し」て基準設定することが適切であると修正。

○原則的に健康リスクの観点から基準を設定すべき。

→ご指摘を踏まえ修正。

○敷地境界を測定地点と捉えるか、バウンダリと捉えるか、議論が必要。濃度の高い排気口で測定して管理することは効率的といえる。敷地境界での濃度を守るために排気口等

いる場合もあると考えられることから、さらに具体的に検討する必要がある。また、集じん・排気装置の排気口やセキュリティルームの出入口での測定結果を活用することも検討する必要がある。

特定工事施工の間、集じん・排気装置の排気口やセキュリティルームの出入口等で繊維数濃度等を迅速に数値化できる機器を用いて、繊維状粒子や粉じん等の飛散の状況を定期又は連続で測定・記録することにより、意図しない石綿飛散が発生していないことを確認する方法も有効と考えられるので、普及に向けて取り組むべきである。

(3) 測定の信頼性の確保

(略)

このため、「1. (2) 事前調査の信頼性の確保」で述べた登録制度のように、精度の高い測定・分析技術を有する機関の登録制度を設け、登録機関に測定を委託するよう勧奨するような制度を設けることが考えられ、その必要性について、引き続き検討する必要がある。

なお、施工業者自らが測定を実施する場合には、前述の事前調査の場合と同様に、利益相反行為が生じる可能性についての指摘を踏まえ、適正な測定・分析を行う知識・技能を有

(3) 測定の信頼性の確保

(略)

大気濃度測定について、精度管理の観点から我が国では一部において分析技術、精度等に関する評価及び認定が行われており、海外でも精度管理試験が試行されている。こうした評価及び認定の制度や、精度管理試験に合格した者が分析する仕組みづくりについて検討する必要がある。

また、この仕組みづくりにおいて、国等の公的機関が信頼性を担保する観点から、精度の高い測定・分析技術を有する事業者の登録制度の必要性について、引き続き検討する必要がある。

さらに、登録制度を考える場合に、施工業者自らが登録機関である場合には、利益相反関係にあることから、測定の実施に当たっては、利益関係等の影響を受けないよう大気濃度

できっちり監視するような趣旨で整理できるとよい。

○飛散が確認されている集じん・排気装置の排気口やセキュリティルーム出入口で測定した方がセンシティブ。

○敷地境界を基本とするのは不適當。排出口やセキュリティでの測定で十分。排出源で測定することを規制することは十分可能。

→周辺環境への影響を把握する観点から敷地境界等で石綿の測定を実施。排気口の値を敷地境界の値との関係の定式化は困難なことから、排気口等では簡易測定による総繊維や粒子等の確認を推進。

○排気口とするのは大防法の構造上どうか？複数工事が並ぶ場合は難しいが。

→周辺環境への影響を把握する観点から、敷地境界を基本に記載。複数工事の場合については修文して言及。

→事前調査の信頼性と表現を整合。

する人材等の育成等に加えて、適正な測定の実施を確保する方法の必要性を検討することが考えられる。

6. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するに当たっての石綿飛散防止対策

特定建築材料以外の石綿含有建材（以下「レベル3建材」という。）は、特定建築材料に比べ相対的に石綿の飛散は少ないと考えられ、このため、届出義務を課して行政が監督することにより作業基準の遵守を担保する大防法の枠組みには入れられていないが、当該建材の除去等作業時の取扱いが不適切な場合、石綿が飛散する可能性があるとの指摘がある。

レベル3建材を使用した建築物等の解体作業等で石綿が飛散する状況について、実態が明らかにされていないことから、調査事例の収集等によりその実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当と考えられる。

その際、大防法の枠組みに入れて届出義務の対象とする場合には、レベル3建材の使用された建築物等は件数が極めて多数に上ることから、都道府県等による対応の可能性と一般環境に対する石綿の飛散のリスク、石綿則に基づく事前調査の結果等の活用の可能性等を考慮して、検討する必要がある。

また、将来の制度化の可能性も念頭に上記の検討を行うことと平行して、レベル3建材を使用した建築物等を解体する場合は、手作業による丁寧な取りはずしや建材の湿潤化、発生した廃棄物の分別保管など、環境省が現在普及に努めている「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（以下「石綿飛散防止対策マニュアル」という。）等により行われるよう、知識・技術のさらなる普及を図る必要がある。

測定の公正性の確保について配慮することが望ましいとの指摘がある。

このため、施工業者自らが登録機関である場合に、利益相反行為が生ずることがないように、測定・分析の公正性確保の必要性を検討することも考えられる。

6. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するに当たっての石綿飛散防止対策

特定建築材料以外の石綿含有建材（以下「レベル3建材」という。）は、特定建築材料に比べ相対的に石綿の飛散は少ないと考えられるが、当該建材の除去等作業時の取扱いが不適切な場合、石綿が飛散するとの指摘がある。

レベル3建材を使用した建築物等の解体作業等で石綿が飛散する状況について、実態が明らかにされていないことから、その実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当と考えられる。

その際、届出の対象とする場合には、レベル3建材の使用された建築物等は件数が極めて多数に上ることから、都道府県等による対応の可能性と一般環境に対する石綿の飛散のリスク等を考慮して、検討する必要がある。

なお、レベル3建材を使用した建築物等を解体する場合は、手作業による丁寧な取りはずしや建材の湿潤化など、「石綿飛散防止対策マニュアル」等により行われるよう、知識・技術のさらなる普及を図る。

○レベル3建材は調査を行っていないことが問題。そのため、レベル3建材についても、何らかの規制が必要ではないか。

○実態の把握が必要。事前調査の届出の際、レベル3の情報も合わせて報告することが望ましい。

→調査事例の収集を追加。ただし、レベル3建材の調査や届出については、作業基準の遵守を担保する必要がない作業について、大気汚染防止法上、何らかの義務付けを行うことは、義務付けを必要とする理由がないため、困難と考えられる。

○レベル3建材の事前調査と結果公開（掲示）が石綿則に規定されており、大防法も公表する制度化が必要ではないか。

→7. (4) 情報開示の項で、事前調査結果の掲示等の検討について記載。

○廃棄物での混在物の扱いは上流側で対応するのが効率的。

7. その他

(1) 罰則について

(略)

今回の制度改正による取組を始め、その他の取組も含めた制度改正の施行状況を踏まえ、罰則を含む制度の在り方について検討していくことが適当である。

また、行政機関の立入検査権限の対象を拡大することに伴い、必要な罰則の規定についても拡大することを検討する必要がある。

(2) 各制度間の連携

(略)

各制度の効率的な運用を図るためには、関係する各制度が

7. その他

(1) 罰則について

(略)

今回の制度改正により、「1. 事前調査の義務付け」や「2. 特定粉じん排出等作業の実施の届出の主体の変更」でも述べたように、事前調査の義務付けや特定粉じん排出等作業の実施の届出の主体の変更を行った場合には、事前調査や届出が円滑に進むと考えられる。また、「3. 立入権限の強化」で述べたように、行政機関の立入検査権限の対象拡大をすることにより、都道府県等において特定工事が実施されていることを把握し、必要な是正措置を講ずることが促進されることが考えられる。これらの取組を始め、その他の取組も含めた制度改正の施行状況を踏まえ、罰則を含む制度の在り方について検討していく必要がある。

また、行政機関の立入検査権限の対象を拡大することに伴い、必要な罰則の規定についても拡大することを検討する必要がある。

このほか、今後、調査機関の登録制度を設け、全国一律に登録調査機関によって調査を行うこととする場合には、これを担保するために必要な罰則を検討することも考えられる。

(2) 各制度間の連携

(略)

各制度の効率的な運用を図るためには、作業環境(安衛法・

○解体後に石綿があると廃棄物業者から指摘され相談されるケースもある。やはりレベル3も何らか規制するべきではないか。

→石綿飛散防止対策マニュアルの内容の例示として、発生した廃棄物の分別を追加。

○レベル1, 2建材と同じレベルの規制は大変難しく、作業量が増える。しかし、全くやらないではなくて、レベルを変えてでも何らかの作業基準を定めることはできないか。

→石綿飛散防止対策マニュアルで対応の普及を図る。

○ここまで踏み込むのか？石綿だけでなく、大防法全ての罰則を見直すことになり、また、環境法全体で議論すべき問題になるのではないか。

○諸外国と比較するのは重要であり、記載すべき。

→ご指摘を踏まえ修正。

連動して働く仕組みにすることが望まれる。具体的には、都道府県等の建築部局や環境部局、労働基準監督署等において、石綿に関連する法令に基づく情報の共有に努めるよう、関係各省と連携して都道府県等に要請することが有効と考えられる。

実際に都道府県等の例をみると、建り法に基づく届出の情報をもとに、関係各機関が建築物の解体現場等の合同パトロールを行うなど、連携して効果的・効率的に行政指導を実施している例があり、このような好事例を参考にして取り組むことも有効と考えられる。

(3) アスベスト除去後の完了検査について

建築物等の解体工事等において、事前調査や特定建築材料の除去作業が不適切で、特定建築材料が現場に残留しているにもかかわらず解体工事等が実施された場合、あるいは石綿除去作業場内に石綿が飛散した状態で当該作業場を撤去した場合などには、一般大気環境に石綿が飛散する可能性がある。

このため、石綿除去作業場の隔離養生シートを撤去する前に特定建築材料の除去が確実に実施されたかについて完了検査を行うべき、また、このような検査は第三者（自治体又は民間機関）により実施させるべきとの指摘がある。

しかしながら、特定建築材料の除去作業の施工業者に対して、自治体による完了検査を受けることを義務付ける場合、自治体側でも当該除去作業の完了時に求めがあれば対応できる体制の確保が必要となるが、現状では実現は難しい。また、これに代えて民間機関に完了検査を委託し、その結果を都道府県等に報告してもらうことも考えられるが、この場合、完了検査の登録機関制度等をつくり、対象となる特定粉じん排出等作業の件数に対応できる体制を整備することが必要となる。

このような現状を踏まえると、現時点において、完了検査については、作業場内の石綿の飛散がなくなったことや特定建築材料の取り残しがないこと等の除去工事完了後の確認事

石綿則）、大気環境（大防法）、分別解体等（建り法）の各制度が連動して働く仕組みにすることが望まれる。具体的には、都道府県等の建築部局や環境部局、労働基準監督署等において、石綿に関連する法令に基づく情報の共有に努めるよう関係各省と連携して都道府県等に要請することが有効と考えられる。

実際に都道府県等の例をみると、建り法に基づく届出の情報をもとに、関係各機関が建築物の解体現場等の合同パトロールを行うなど、連携して効果的・効率的に行政指導を実施している例があり、このような好事例を参考にして取り組むことも有効と考えられる。

(3) アスベスト除去後の完了検査について

建築物等の解体工事等において、事前調査や特定建築材料の除去作業が不適切で、特定建築材料が現場に残留しているにもかかわらず解体工事等が実施された場合、あるいは石綿除去作業場内に石綿が飛散した状態で当該作業場を撤去した場合などには、一般大気環境に石綿が飛散する可能性がある。

このような石綿が飛散する可能性を払拭するためには、石綿除去作業場の隔離養生シートを撤去する前に特定建築材料の除去が確実に実施されたかについて完了検査を行うべき、また、このような検査は第三者（自治体又は民間機関）により実施させるべきとの指摘がある。

しかしながら、特定建築材料の除去作業の施工業者に対して、自治体による完了検査を受けることを義務付ける場合、自治体側でも当該除去作業の完了時に求めがあれば対応できる体制の確保が必要となるが、現状では実現は難しい。また、これに代えて民間機関に完了検査を委託し、その結果を都道府県等に報告してもらうことも考えられるが、この場合、完了検査の登録機関制度等を別途つくり、特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う解体・改造・補修工事）の件数に対応できる体制を整備することが必要となり、これも現状では実現は困難と考えられる。

このため、現時点においては、完了検査については、作業場内の粉じんの飛散がなくなったことや特定建築材料の取り残しがないこと等の除去工事完了後の確認事項のチェックを

○届出を受理した後、関係都道府県等に通知する例（電事法等）もあり、建り法の届出を受理した場合も関係都道府県等環境部局に通知する規定があるとよい。

→建り法等の情報共有の記載があるため、現行どおり。自治体の中での情報共有でもあり、通知する規定は難しいと考えられる。

○作業終了後、撤去後のチェックを含め、報告及び届出することも考えられる。

○石綿除去の品質管理がされていないことが問題。完成検査は自治体あるいは第三者機関による検査が必須。一部自治体での試験導入や立入検査マニュアルへの記載も可能と考える。

→作業基準の規定や立入検査時の指導項目とすることも視野に検討。

○吹き付け石綿は、養生撤去の判断が重要。養生を撤去するまでの集じ

項のチェックを行うことについて、作業基準に規定することや立入検査時の指導項目とし、報告を求める対象とすることも視野に、施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討することが適当である。

なお、完了検査については、現在、建り法において、吹付け石綿等の付着物の除去を分別解体等の工事着手前の措置として実施するとの規定があるので、除去作業後、解体工事前の検査と位置づけることも考えられる。

(4) 周辺住民への情報開示について

(略)

事前調査の結果等の更なる情報開示が必要ではないかとの指摘もあり、今回検討している制度改正に伴い、現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討する必要がある。

また、住民等への説明会等の実施といった更なる情報開示の取組についても、実行可能性を含めて検討する必要がある。

徹底することについて、環境省が現在普及に努めている「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等の知識や技術をさらに普及させることにより、施工業者が自主的な取組として実施することを検討することが適当である。

なお、この自主的な完了検査については、現在、建り法において、吹付け石綿等の付着物の除去を分別解体等の工事着手前の措置として実施するとの規定があるので、除去作業後、解体工事前の検査と位置づけることも考えられる。

(4) 周辺住民への情報開示について

(略)

今回検討している制度改正に伴い、現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討する必要がある。

また、住民等への説明会等の実施といった更なる情報開示の取組についても、実行可能性を含めて検討する必要がある。

ん・廃棄の稼働時間を延ばすことも検討。

→石綿飛散防止対策マニュアルに記載することを検討。

○事前調査結果を公表することは必要。レベル3建材を含めて公表対象にしてはどうか。

→情報開示の取組一環として記載。

○周辺住民との関係でいうと、大気濃度測定結果や事前調査結果を住民が閲覧できることが重要。

→情報開示の一環としての取組として記載。

○石綿がないことの届出をさせることが重要。

→2. 届出主体の変更の項で、特定工事に該当せず、作業基準遵守の必要がない場合について、届出義務を課すことは困難である旨記載。

○住民等への説明会は、規模要件を少し検討していただくとありがたい。

→「実行可能性を含めて検討する必要がある」と記載があるため、現行のとおり。